

第 38 回神奈川県障害者自立支援協議会 議事録

開催日時	令和 7 年 3 月 19 日（水）13 時 30 分から 16 時 30 分まで
開催場所	神奈川県庁西庁舎 7 階 7 0 1 会議室
出席者 （敬称略）	【会長】鈴木委員 【委員（名簿順）】小山委員、小泉委員、下条委員、山崎委員、佐藤委員、千葉委員、八重樫委員、村井委員、笹田委員、菊本委員、森下委員、高橋委員、竹田委員、高宮委員、井上委員、川本委員 【代理出席】渡邊氏（中村委員代理）
傍聴者	1 名
次回予告	令和 7 年 8 月頃
担当者	障害福祉課企画グループ 藤岡 電話 （045）285-0528 ファクシミリ （045）201-2051
掲載形式	議事録
協議会経過	下記のとおり
議 題	
1 協議事項 神奈川県障害者自立支援協議会の活動の促進に向けた取組 （1）各圏域協議会等の取組 （2）令和 6 年度県協議会の取組 （3）運営会議からの提案（令和 7 年度県協議会の取組） （4）相談支援体制整備の取組 ア 地域相談支援体制の強化・促進 イ 神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョンの改訂 2 報告事項 （1）権利擁護部会 （2）研修企画部会 ア 相談支援従事者研修の開催状況 イ 相談支援専門員の実態調査の結果 ウ 基幹相談支援センター連絡会の開催状況 エ 相談支援事業所開設促進セミナーの開催状況 （3）障害福祉課 ・ピアサポート研修の実施状況 （4）障害サービス課 ア 県立中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証の中間報告書概要に	

について

イ 障害者支援施設や障害者グループホームの利用を希望する方の実態調査の実施について

ウ 「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」を受けての対応について

エ 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

オ 今後の県立障害者支援施設のあり方について

配布資料

1 協議事項

(1) 各圏域協議会等の取組

【資料1】各圏域協議会等の取組

【資料2】各圏域の地域課題

(2) 令和6年度の県協議会の取組

【資料3】令和6年度県協議会の取組

(3) 運営会議からの提案（令和7年度県協議会の取組）

【資料4】運営会議からの提案

(4) 相談支援体制整備の取組

【資料5】相談支援体制整備の取組

【資料6】神奈川県相談支援従事者人材育成ビジョン（案）

2 報告事項

(1) 権利擁護部会の開催状況

【資料7】権利擁護部会の開催概要

(2) 研修企画部会の開催状況

【資料8】研修企画部会の開催概要

【資料9】相談支援従事者研修の開催状況

【資料10】相談支援専門員の実態調査の結果概要

【資料11】基幹相談支援センター連絡会の開催概要

【資料12】相談支援事業所開設促進セミナーの開催状況

(3) 障害福祉課からの報告

【資料13】ピアサポート研修の開催状況

(4) 障害サービス課からの報告

【資料14】県立中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証の中間報告書概要について

【資料 15】 障害者支援施設や障害者グループホームの利用を希望する方の実態調査について

【資料 16】 (参考資料) 障害者支援施設等の利用希望に係る実態調査

【資料 17】 「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」を受けての対応について

【資料 18】 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

【資料 19】 今後の県立障害者支援施設のあり方について

【参考資料 1】 中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム中間報告書

【参考資料 2】 各自治体の支給決定者（児）とセルフプラン率

議事録

《事務局》

- ・ 協議会の運営に関する事務連絡（資料及び委員の出欠席の確認）

欠席：戸高副会長、安田委員、中村委員、沼田委員、杉山委員、長谷川委員

代理出席：中村委員の代理で渡邊氏が出席

- ・ 大澤福祉部長挨拶

《鈴木会長》

年度末の忙しい時期にお集まりいただきましてありがとうございます。これより次第に沿って、様々な協議を行い、報告を受けて参りたいと思います。3時間という大変長丁場な会議ではございますが、要領よく進めて参りたいと思っております。質疑につきましては、いくつかのテーマごとにまとめて設けさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入らせていただきます。協議事項（１）「各圏域協議会等の取組」について、各圏域から【資料 1】に補足のある場合は、ご説明をいただければと思います。皆様、いかがでございましょうか。

《各障害保健福祉圏域》

各圏域からの【資料 1】【資料 2】への補足事項なし。

《鈴木会長》

では、続きまして、協議事項（２）「令和 6 年度の県協議会等の取組」です。事務局より説明をお願いします。

《事務局》

【資料 3】に基づいて説明。

《鈴木会長》

ありがとうございました。【資料3】を用いて、令和6年度の県協議会の取組に関する説明をいただきました。内容と連動しますので、協議事項（3）「運営会議からの提案」に進みたいと思います。県協議会のエンジンとなるために具体的な話し合いを運営会議で行ってきたので、次年度に向けた提案ができたと思っています。このことの説明をお願いします。

《事務局》

神奈川県自立支援協議会運営会議からの提案として、【資料4】に基づいて説明。

提案事項 ①

県全体の課題・テーマをもとに階層ごとに整理を行い、市町村、圏域、県の3層が一体となった課題解決・軽減のためのストレングス視点を持った取組を行う。

また、取組を行う中では、階層ごとに課題を整理し、「見える化」をするためのアセスメントシートを今後作成していく。

提案事項 ②

「グループホームの支援体制確保に関する課題」と「セルフプラン率の削減に向けた課題」の2つの課題解決・軽減を県協議会のテーマとして掲げ、市町村への調査の実施や、研修会の開催等への協力を依頼しながら、好事例に着目した取組の推進を図る。

《鈴木会長》

ありがとうございました。【資料3】【資料4】に基づいて、運営会議と圏ナビ連絡会議に関する説明と提案をしていただきました。県協議会の運営については、【資料4】にあるような形で整理を行い、テーマを絞りながら協議を進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様と意見交換ができたと思っています。

皆様に考えていただいている間に私の方から一言述べさせていただきます。私としては、やはり、運営会議や圏ナビ連絡会議の設置により、報告事項で留まるのではなく、課題の共有から一歩足を踏み出して方向性を示していくことが必要だと考えております。

しかしながら、現在はまだまだできていない部分ではございますが、予てより運営イメージに記載のあった神奈川県障害者施策審議会との連動を図っていければと思っています。

また、県、圏域、市町村協議会の自立支援協議会を設置している3層が階層を越えて一体的に課題に取り組む体制が整えられることで、地域と繋がった会議体となります。

この特徴を活かしていく必要性があると思っておりますので、今年度から始めた運営会議と圏ナビ連絡会議の意味というのはとても大きいものだと感じており、今後、県と市町村の繋がりに関しても、非常にクリアになってくことを期待しております。

このあたりの仕組について、研修企画部会の座長の菊本委員からも全国の動向を踏まえながら神奈川県の状態についてお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

《菊本委員》

私も運営会議の検討に加わらせていただいております。国の動向において、自立支援協議会の扱いが少し変わってきていると感じることは、個人情報に関して、守秘義務が参画する委員に課されたことが1つ大きなものとして挙げられると思います。このことは、元々の形に戻ってきたと私は思っています。ですので、個別の支援の中で感じている日々の地域における問題すべてを課題とは呼ばずに、様々な問題がある中で、優先順位をつけ、その問題を課題化することで、この地域がもっとステップアップしていくというような視点に基づいています。そのため、1つずつ丁寧に取り組んでいく必要があるということが改めて国から示されています。

国においてもこのような整備が進められているので、今回、圏ナビ連絡会議の中で、十分な議論がなされ、運営会議においても議論を進めることができました。先ほどの報告と提案を受け、次年度はさらなる確実な取組になっていければと期待しています。

また、セルフプラン率に関する考え方については、全国的に見ても残念ながら、神奈川県は全国でワースト11位となってしまっています。このセルフプラン率に関して考えると、相談支援に繋がって計画を作ってもらいたいというような希望はあるものの、それがままならない地域がかなり多くあるように感じます。【参考資料2】にあるように、国のホームページにセルフプラン率が市町村ごとに数値がすべて掲載されております。神奈川県内においても、市町村ごとに数値が凸凹している状況も見えてくると思いますので、分析を進め、計画相談支援を希望されている方にはきちっと相談支援専門員がつくような体制を作っていくべきであると感じています。その上で、数値目標もなく、ただ体制を作ると言っても、何が成果なのかということが現場で活動していると見えにくくなりますので、あえて数値化をして、それを目標値として設定をし、次年度からはそれをクリアしていこうと考えております。

もしかしたら、この数値目標を打ち立てることによって、自分で自分の首を絞めるような話になってしまうかもしれませんが、協議会も何らかの形でお手伝いをさせていただき、県全体をレベルアップさせ、障害のある方が、神奈川県に住んでよかったと感じてもらえるようなまちづくりを進めさせていただければと感じております。私からは以上です。

《鈴木会長》

菊本委員、ありがとうございました。今お話しいただいたように、焦点を絞って優先

順位をつけ、役割分担しながら連携を図ることで、課題にしっかりと取り組んでいけるという仕組みについての話でした。

相談支援に関しては、市町村の事業ということでもありますので、このあたりで圏域や県に何ができるのかというところは、今まで、現状把握であったり、課題の共有であったりというところで留まっていました。このことを先に進めていくためには、市町村だけに責任を委ねていくのではなく、「みんなで取り組んでいく神奈川」というように考えていければと思います。

それでは、小泉委員お願いします。

《小泉委員》

こうやって県の協議会が、運営会議等で課題を絞り、解決型で動く等、今回、グループホームやセルフプラン率の課題に関して解決に向かって取り組んでいくことは、僕はいいことだと思いました。このことについて、今後もさらに進めていく上では、運営会議等で課題を整理する際に、当事者にとって何が大事な課題なのかという視点を加えていくためにも、当事者委員が1人でも入れたらと思います。圏域や、市町村の協議会においても、しっかりと当事者委員が入ってたくさん発言し、課題を出していくということが求められていると思います。課題の抽出場面においては、「行政側が感じている課題」になりがちな気がするので、そういった場面で、地域や圏域の協議会の当事者の発言が活性化して課題に反映させるよう、留意していただきながら、進めていけたらいいと思いました。

《鈴木会長》

小泉委員から大変大切なご意見をいただきました。この議論をしていることは、最終的に誰に還元されるべきであろうかといえ、当然のことながら、この神奈川で生活を送っている障害のある当事者の方々にということでもありますので、本人の声、当事者の声という部分をしっかり届けて欲しいというものでした。

今、県協議会には、3人の当事者委員に参画いただいておりますが、圏域、市町村の協議会の中でも、当事者の方にいかに参画をしていただくのかというところを是非とも皆さんと考えていければと思います。

県協議会においても、各自立支援協議会への当事者委員の参画状況の調査をこれまで行ってきましたので、その結果について、報告・共有して終わるのではなく、しっかりと整理し、協議に繋いでいけたらと思いますので、今後、是非再度調査を行っていただければと思います。

他に皆様からいかがでしょうか。では、森下委員お願いします。

《森下委員》

いくつか教えていただきたいことがあります。

【資料4】の提案事項②の市町村の箇所に「調査協力」とありますが、この調査の対

象が「市町村」なのか、それとも、「地域の相談支援専門員」なのか、提案事項①ではわかりやすかったが、提案事項②では見えてこなかったのも、教えていただきたいと思います。

また、課題の整理（イメージ）が、それぞれの圏域や市町村、県に書かれていますが、具体的な取組の内容がほとんど同じです。これは、県で決めたことの周知の流れが書かれているのか、それとも、それぞれ別な調査を行っていくのか、具体的なイメージが湧かないので、疑問に感じました。

そして、この取組により県協議会と圏域協議会の強化を図るイメージは非常に沸きましたが、それが市町村協議会まで広がっていけるのか、市町村にも説明を行わないと、市町村が何をやればいいのかわからなくなってしまう。協議会の推進は、県協議会と圏域協議会だけの評価にしかならないように思いました。

次にセルフプラン率を1%削減する目標を掲げることは、すごくいいことだと思います。ただ、運営会議では「消極的なセルフプラン」「本人不在のセルフプラン」の解消について示されましたが、前回の県協議会でセルフプラン率が高かった理由は、「相談先となる相談支援専門員が不足していることが課題である」との分析でした。そのため、相談支援専門員の数をしっかりと確保する必要性について考えたと記憶しています。

セルフプランを選択している人たちが、どのような状況にあるのか分析していく必要があることを考えると、更なる工夫をしないと具体的な方法は見えてこないと思いました。

《鈴木会長》

森下委員ありがとうございます。とても大事なご指摘いただきました。まず、この3層の整理と取組について、提案事項①では、県、圏域、市町村それぞれの取組の事例はわかるけど、それだけに提案事項②の課題の整理（イメージ）については、書かれている具体的な取組の内容について重複感があり、実際のところでは違ってくるかといったご指摘でした。

また、この県協議会で話している内容は、県と圏域については、一定のコントロールのようなものが出てくると思いますが、市町村ではどうするのかということに疑問があるとお話でした。このことは、「※」のところに、具体的に協議をこれから進めていくという記載がありますが、進め方について考えていく必要があります。

そして、セルフプラン率の考え方についてのお話をいただきました。

このあたりについて、いかがでしょうか。菊本委員お願いします。

《菊本委員》

森下委員、貴重なご質問ありがとうございます。まず、いわゆる「課題の整理」のところですが、県、圏域、市町村が分かれています。これはあくまでも今の時点のイメージでございまして、実は基礎自治体において相当、地域差があるということは、各

圏域の活動の報告を通じて、皆様に承知いただいているところでございます。基幹相談支援センターや委託の相談支援、圏域等、ここで決めさせていただいたことをこれから具体化させていただきたいと考えており、今回は抽象的な書き方になっていることをご理解いただければと思います。

当然、小さな市町村ですと、今回の国が出したセルフプラン率に関する資料を見ていただければわかるように、既にセルフプラン率をゼロにすることを達成している自治体もかなりあり、そこに1%という目標を掲げても意味がありません。ですので、そういう意味ではやはり、人口規模が大きいところを中心に、その地域特性を見ながら、実態に合わせて、これから圏域や市町村の役割というものを具体的に展開していきたいと思いますので、今後の状況を見ていただければと思っております。

そして、セルフプラン率を1%削減することにつきましては、今回、具体的な内容を書かせていただいておりますが、実態から分析を行う中で、ある程度の当たりがついています。1人職場の相談支援事業所や、兼務で相談支援を行っている事業所の力が弱いというところは、普段の実践の中で感じているところだと思います。これにつきましては、各地域で兼務の状況や、1人で事業所を経営している状況等はかなりの地域差があるので、該当の市町村や圏域ナビの方々とご相談しながら進めてまいります。この部分については協力や、アドバイス等を行っていかないと1%の削減に繋がっていかないだろうということは、事前の議論で推測はしております。ですが、エビデンスについては、今回ご用意していませんので、このような記載をさせていただいたということをご理解をいただければと思っております。

《鈴木会長》

ありがとうございました。森下委員が疑問を呈してくださったところは、具体的にこの取組を進めていくに当たって留意すべきだということというのは、丁寧にまとめてくださったかなと思っております。また、菊本委員におっしゃっていただいたお答えについては、このあたりもある程度こう見えてきているものもあるけれども、ただ、これらのことを具体的に市町村も巻き込みながら、どうやって進めていくのかということは、これからの課題だと思っております。

他にいかがでしょうか。では、下条委員からお願いいたします。

《下条委員》

セルフプラン率についてですが、相談支援事業所が少なく、それで相談するという選択肢が少なくなっているということを感じております。相談支援専門員を増やすということはわかりますが、それと同時に、障害を持っている方が、相談ができる場所自体を増やさないと、相性等で相談を継続することが難しいと思ってしまったら、その相談支援事業所に行かなくなってしまう人も多いように感じます。そういうこともあるので、相談するという選択肢を増やすために、相談支援事業所を増やしていただくということも考えていただきたいと思います。

《鈴木会長》

下条委員ありがとうございました。そういった、困りごととして、選択肢として機能しているのかどうかということを計画相談も含めて、選択の対象になっているはずですが、土台となる部分の少なさゆえに選択できないということや、たまたまそういったよい形で相談支援事業所に繋がったとしても、その人と合わなければ、そこで相談が途切れてしまうということは大変重要なご指摘だと思います。

まだまだ潤沢に相談支援事業所があって、その中からどう選べばいいだろうかという段階ではなく、そもそもの数が足りていないのではないだろうかということは、大きな課題だと感じました。ご指摘ありがとうございます。

他に皆様からいかがでしょうか。どうでしょうか。市町村という立場で、本日出席いただいている横浜市、川崎市において、県協議会と共同歩調を持って進めてはどうでしょうかと言っていきたいところではございますが、実際のところいかがでしょうか。

《渡邊氏》

横浜市も一緒にできることと、合わせられない部分はどうしても出てきてしまうというのが率直な意見ですが、県の方針に関しては、横浜市も同じような課題が出ておりますので、最終的に目指すところは一緒だと思っております。

しかし、仮に細かく数値目標のようなものが課されてくると、特にセルフプラン率に関しては苦しい部分が生じてしまうというのが率直な感想です。

とはいえ、これらの課題に対して何も手をつけていないということではないので、改善に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えておりますし、グループホームの話についても、地域生活支援拠点等の機能充実にも関係してくることも多いと思いますので、横浜市としても、頑張っていきたいということが共通していると感じました。

《竹田委員》

まず、グループホームの件については、川崎市も同様に感じているところで、川崎市は行政区ごとに協議会を運営しておりますが、グループホームに関して課題に取り上げている協議会が半数程あります。その背景としては、そもそもグループホームが不足していることや、入りづらいということもありますが、やはり、グループホームの運営状況が閉鎖的となってしまうことであったり、入居者が定着しないということであったりと、地域から孤立してしまって、運営そのものがかなり苦しくなり、既に運営を辞めてしまっているというようなところもあり、不足しているということについては、政策的な課題だと思うので、行政も一緒に取り組んでいかなければいけないことだと感じています。

しかしながら、この地域との関係をいかに作っていくのかということや、事業者や支援者を孤立させないような取組を行っていくといったところについては、必ずしも政策で取り組むという話ではなく、支援者同士の繋がり等でクリアしていくものだと思うの

で、こういったものについては、具体的に地域の課題については、地域ごとに持ち寄って、それに対して「うちの地域ではこんなふうに地域や、支援者同士の繋がりを作っているよ」といったアイディアを共有するということは、とてもいい取組だと思い、その部分については、是非、川崎市も一緒に取り組みたいと思いながらお話を伺っていました。

そして、計画相談のところについては、川崎市は、全政令市のみならず、いろいろな中核市を含めても、ワーストのセルフプラン率になっております。委員の皆様からのご発言があったと思いますが、そもそも人材を確保できておらず、相談支援専門員になるための5年の実務経験を積むための施設の現場においても、人材確保がままならない状況にあります。川崎市としては、なかなかその数を増やしていくことが、実際できるのかどうかというところが障害福祉全体の課題として浮かび上がっているところです。だからといって、「相談支援をやりません」ということではないと思うので、まずは、この計画相談というスキームだけで、この相談支援のクオリティを評価していいのかどうかといったところも含めて、考えていく必要があると思っております。

そういったことも含め、ここで議論できるのかは今の段階ではわかりませんが、計画相談が現状として、できないならできないなりに、どのように相談支援を展開していくのかということについては、是非、検討させていただければと思っています。

《鈴木会長》

渡邊さん、竹田委員、率直なところをおっしゃっていただけてよかったなと思っています。ありがとうございました。

各圏域の地域課題とそれに対する基本的な方向性としては、【資料1】【資料2】にございますが、県全体で共通のものを課題として感じているとのお話でした。ただ、解決に向けて、具体的にどう進めていくのかということは、それぞれの地域の状況もあり、その中で、大きな方向性は同じだけど、具体的な部分については、かなり丁寧に対応しながら進めていくというところが大事だということが、よくわかりました。

他に皆さんからいかがでしょうか。小山委員お願いします。

《小山委員》

自立支援協議会には長年参画していますが、周囲からは、そこで発言して、自分たちの生活がどう変わるのかということが伝わりません。虐待防止センターができたときも、それが自分たちの地域にどう関わりがあるのかという感じで、基幹相談支援センターができたときも、それを言っても自分たちにどう関わりがあるのか、計画相談をやりなさいよとセミナーで言われても、その計画をやってくれる人がどこに行けばいいのかというような感じです。

そして、みんな言うことは、委員をやってみたいと相談すると、会社が認めてくれないとよく言います。人によっては、そんな怪しいところ行っちゃだめだと言われたという話も聞いたことがあります。私も仕事をしていると、なかなか有給休暇を取る際に説

明が難しいと感じますし、自立支援協議会についてわかるガイドブックみたいなものを作った方がいいと思います。

また、障害者団体等を集めて、何か困っていることはありますかといったことをそれぞれの地域で聞くことも良いと思いますし、年齢層によっても困りごとが違うと思いますので、やっぱり代表者だけではなく、その前にいる仲間たちが困っていることを聞き取る仕組みが必要だと思います。

《鈴木会長》

小山委員ありがとうございます。まず、そもそもの大前提として、様々な仕組みや制度が整っていったりするけれども、それは当事者の生活にどのように関わっていくのか、どのように理解して、新しいものができてよかったなと感じてもらえるのかということが、実はあまり行われていないだろうとのご指摘もありました。

また、当事者の場合、会議に参加するに当たっては、なかなかそれが職場に理解されにくいことから、それだけでも、その方に対して大きな負担を強いるわけで、そのあたりも、何か担保しなければいけないと感じました。

そして、この県協議会にも3名の当事者委員に参画していただいておりますが、このような代表にお話を伺うだけでなく、もっと多くの方たちの声も広く聞いていく仕組みも大事だという大切なご指摘をいただきました。ありがとうございました。

他に皆さんからいかがでしょうか。特にないようであれば、この議題は以上とさせていただきます。

決定事項 ①

県内で共通した課題をテーマとして取り扱い、市町村、圏域、県の3層が既存の取組（好事例）を活かしながら、一体的に課題解決・解消に向けた取組を行っていく。

決定事項 ②

県内で共通の2つの課題について県協議会としての目標を設定し、市町村、圏域、県の3層が一体となった取組を推進していく。

【目標1】グループホームの支援体制の充実と質の向上を図る。

【目標2】セルフプラン率を1%削減する。

《鈴木会長》

協議事項（4）「相談支援体制整備の取組」に進みます。このことについて、事務局より説明をお願いします。

《事務局》

【資料5】【資料6】に基づいて説明。

提案事項 ①

【資料6】「神奈川県相談支援従事者人材育成ビジョン」を3月末に改訂したい。

提案事項 ②

厚生労働省が開催した「全国ブロック会議」及び「オンライン研修」の内容の周知と、「神奈川県相談支援従事者人材育成ビジョン」の活用方法等の周知を目的とした連絡会を市町村職員や、基幹相談支援センターの職員等を対象に実施し、県全体で地域における相談支援体制の整備について協議する場を県協議会として設けていきたい。

＜鈴木会長＞

ご説明ありがとうございました。相談支援の体制整備ということで、先ほどからも話題になっておりますことも含め、取組を進めていく1つの成果物として、新たに相談支援従事者人材育成ビジョンの作成が行われました。これまでの相談支援専門員人材育成ビジョンの作成が平成27年度で、令和元年度に改訂が行われておりますが、それから令和3年と令和6年度に障害福祉サービス等報酬改定があり、特に令和6年度の報酬改定は大きな見直しがありましたので、これらを反映するための改訂になったというところでございます。

さらに、このビジョンを研修会等で広く活用していく等、県協議会として取組も進めていきたいというお話でした。

ワーキンググループの座長としてとりまとめてくださった菊本委員から一言いただければと思います。菊本委員、よろしくお願いいたします。

＜菊本委員＞

今回、貴重な機会にお手伝いさせていただき、ありがとうございました。国のガイドラインを作るところもお手伝いさせていただき、今回、神奈川県の人材育成ビジョンについても、国のガイドラインの流れを汲みながら取り組ませていただきました。

これまでは、比較的人材育成ビジョンに込められているメッセージを届ける先が読み手となる相談支援専門員に限定されていた傾向があったと以前のものを読ませていただいていた感じました。また、他の地域で作られた人材育成ビジョンを参考にさせていただきながら議論したとき、相談体制については、非常に時間をかけて各地域でそれぞれ作られてきていて、もう完成系になっています。今、鈴木会長からもお話がありましたように、障害福祉サービス等報酬改定等を受け、社会情勢は大きく変わっているものの、変わらない部分と変えなくてはならない部分の議論があまりなされずに、神奈川県の人材育成ビジョンの内容は更新されず、そのままの内容でこれまできていたというところ

も今回の見直しのポイントになったと思います。

今回の改訂の特徴としましては、目次の隣のページにありますように、まずは読み手としては「相談支援従事者であることは当然のことながら、読み手となる方のスキルレベルや、経験値等を段階的に分けさせていただいて、ここから読んで欲しいという読む順序を設定させていただきました。

そして、行政職員の方に関しても記載させていただきました。行政職員は、人事異動があり、担当者が変わってしまうことが生じてしまいます。そのため、自分の地域が、どのような相談支援体制になっていて、実際にはどのように障害福祉の体制が組まれているのかというところの気づきに繋がるようなものや、障害福祉サービス等報酬改定や、社会情勢等に合わせて少しずつバージョンアップしていかなくてはならないところがなされていない地域もあると聞いていますので、自治体の担当者の方にも読んでいただき、自分たちの地域がここに書かれていることと、関係しているのかもしれない、それから変えなくてはならない点があるのかというように、自分の膝元を見返していただくテキスト的な役割もつけさせていただきました。

少し欲張りますと、来年度は是非この人材育成ビジョンを各基礎自治体レベルの協議会の中で内容を確認していただき、また、必要があれば、圏域レベルや県レベルで、この人材育成ビジョンの説明会や研修会、情報交換会等を実施させていただきながら、作って終わりにしないというようなものにしていきたいと考えております。

《鈴木会長》

菊本委員ありがとうございました。同じく改訂に携わっていただいた八重樫委員からも一言いただければと思います。

《八重樫委員》

今、菊本委員から、今回の人材育成ビジョンの狙いや内容等についてご報告いただきましたので、私からは、やはり、作った人材育成ビジョンが、市町村を含め、相談支援専門員等に広く周知していく中で、これが書庫の裏側に眠ってしまったら意味がないと思いますので、圏ナビとしても、基礎自治体や、基幹相談支援センターを通して、各相談支援専門員の手元にきちっと届くような形で県と一緒に周知をしていきたいと考えております。

圏域で動いていると、行政の担当がちょこちょこ交代するということがあり、これまでの相談支援体制整備の経緯や、制度等もかなり複雑化しているので、そういう部分では、この人材育成ビジョンを通じて、一緒に体制整備を進めていくための一助になればと考えております。

《鈴木会長》

ありがとうございます。作成の中でこういったところを中心に改訂を進めたといった

お話をいただきました。

皆様から何かご質問ご意見いかがでしょうか。では、小泉委員お願いいたします。

《小泉委員》

この人材育成ビジョンはすごくわかりやすくまとまっていると思います。この人材育成ビジョンをどんな方に読んでいただきたいのかということは先ほど説明いただきましたが、やはり、相談支援に携わる人以外の人にも、どんどん研修で活用していただきたいと感じたのが僕の率直な思いです。

私も社会福祉協議会に勤めていて、一緒に働く人の中には、実は相談支援専門員になれる要件を満たしている人もいるかもしれませんが、他の事業を行っている人には全然わからないと思います。世の中にはこの要件がわかりやすいものが出ているのかもしれませんが、この部署のこの人も実は要件を満たしていて、相談支援専門員になれるかもしれないといったように、キャリアの1つとして相談支援専門員も考えられるということを知る機会がなかなかないように感じています。

そのため、相談支援事業に携わる人以外の方にもこの人材育成ビジョンを広めていただき、要件を満たしていれば、相談支援専門員になれることや、相談支援事業とはこういう事業だということ等を研修で使っていただけたらいいと思いました。

《鈴木会長》

小泉委員ありがとうございます。この新しい人材育成ビジョンを誰が読むのかというところでは、今までは相談支援に関わってきた人たちが主でしたが、段階ごとに読んで欲しいポイントというページがあり、実務経験を積んでいる人、初任研、現任研、主任研と進み、さらに行政という区分があります。やはり、相談支援専門員という専門職に対する理解を深めていくということについて私としては、サービス提供事業者の人が読んでもいいと思いました。相談支援専門員がこういう役割を担っていて、このような体系の中で学びを進め、経験を積み重ねていくという流れを示すとても大事な資料になっていくと思いますので、幅広くこれが活用されるといいなと思います。

これは県の人材育成ビジョンですので、自治体におかれましてもこちらのご活用をお願いしたいと思いますが、横浜市のように独自の人材育成ビジョンを作成されている自治体におかれましては、双方の連動というのも是非お力添えをいただけるとありがたいと思います。

それでは、協議事項につきまして、皆様、ご承認いただいたということで進めさせていただきます、ここで休憩時間としたいと思います。委員の皆様お疲れ様でした。

決定事項 ①

「神奈川県相談支援従事者人材育成ビジョン」を改訂する。

決定事項 ②

厚生労働省が開催した「全国ブロック会議」及び「オンライン研修」の内容の周知と、「神奈川県相談支援従事者人材育成ビジョン」の活用方法等の周知を目的とした連絡会を県協議会として市町村職員や、基幹相談支援センターの職員等を対象に実施する。

(休憩 10 分)

《鈴木会長》

それでは再開させていただきます。この後は、報告事項になります。テーマごとに質疑の時間を設けていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、報告事項（１）「権利擁護部会」について、報告をお願いします。

《障害福祉課調整グループ》

【資料 7】に基づいて報告。

《鈴木会長》

説明ありがとうございました。障害者権利擁護センターの研修について笹田委員よりご発言いただければと思います。

《笹田委員》

神奈川県障害者権利擁護センターにて、国研修の伝達研修ということで実施しています。国研修では「自治体コース」と「管理者・虐待防止責任者コース」の２つがあり、県の担当者と、当センターの職員が参加しました。

県研修では、県から「市町村虐待防止センター担当職員等コース」「障害者福祉施設設置者・管理者等コース」と「障害者虐待防止マネージャーコース」の３コースを実施するように依頼があったため、国研修をより細分化して実施しております。各研修はかなり多くのワークを取り入れ、実践的な内容を１日かけて実施しております。「障害者福祉施設設置者・管理者等コース」については、特に、やはり個人の理念とか、あるいはそれを実際に法人の中に具体化するためにどうしたらいいか、というところを考える研修にしました。研修の中では、国が作成した法人理事長以下の管理者が参加する虐待防止委員会の動画の視聴を通して、施設の中での虐待が疑われる事案が発生したときに、どのようにそれに取り組むか、具体的な動画の内容では、法人部長がなぜ通報したのかということで、否定的な発表したところから始まり、結果的に、やはりこれは通報しなければいけない案件でしたね、という法人としてやはりきちんと取り組みましょう、とい

うようなことを考えさせるものとなっております。虐待防止委員会と身体拘束についてというところでは、本来、設置者・管理者として、どのように職員にそれを周知してやっていくかというところを示した研修にしました。虐待防止マネジャーコースでは、実際に現場で虐待防止を推進する役割の方に対して、虐待が疑われる事案があったときに通報すべきかどうか、というところからグループワークを実施して、結論的には、「通報がすべての人、あるいは組織を救う」というところを理解する、そのような研修にしました。虐待防止委員会と身体拘束については、やはりこういう事案について、どのように、虐待防止委員会で検討していくか、あるいは、身体拘束を3要件は理解しているけれども、国の手引きもそうですけど3要件というのは何かという記載だけなので、そもそもその3要件を使わなければいけない事案かどうか、というところを深く掘り下げるグループワークをしながら、「そもそも3要件ありきじゃいけませんよね。」というところと、ロールプレイングの中で、具体的に身体拘束することを説明する側と説明を受けるご家族の立場を交代でやりながら、その時の気持ちはどうだったのか、というような振り返りをしながら、研修を実施しました。参加者については、やはり、かなりの申し込みをいただいております、「障害者福祉施設設置者・管理者等コース」と「障害者虐待防止マネジャーコース」についてはそれぞれ200名を超えるお申し込みをいただいたのですが、令和6年度研修の回数を2回ずつ増やして、それぞれ設置者・管理者等コース90名、マネジャーコース90名ということにして、そのお申し込みをいただいた200名を絞り込んだところだったのですが、実際に参加した方がその各コース90名のうち9割ぐらいがギリギリで参加されたということで、当日キャンセル等があったのは、やはり残念だなと思います。2日ほど前にリマインドメールをお送りしているのですが、理由によっては、やっぱり読んでくれないのかな、というものもあったかと思えますし、うっかり忘れてしまったというのもあり、ちょっと残念な気持ちになりました。以上となります。

《鈴木会長》

ありがとうございます。権利擁護部会での取組についてご報告をいただきました。皆様から何かご質問ご意見いかがでしょうか。では、小山委員、お願いいたします。

《小山委員》

使用者の虐待についてですが、はっきり言って本人から話してもらうのが一番いいと思っています。

また、必ず会社では業務命令という話になったりしてしまいますが、実習のときと、実際働くのはでは仕事の内容が全く違って、実習のときはお客様という感じで、実際働くと募集内容とは全然違うような仕事をするようになることが多く感じます。その結果、仕事がきつくなって、誰もが嫌がるような仕事ばかりを押し付けられる感じになり、自主的に辞めるような感じがあるように感じます。

現場では、我々障害者がいないと陰で悪口を言われていることもありました。少し早

く職場に行ったら悪口を言っているような感じで、現場と、管理する上側の考えが全く噛みあっていないと思います。上はいろいろやらなきゃいけないと思っているのに対して、障害者と一緒に働くのは嫌だと言っていることもあると思うので、それをどう納得させるかっていうのがこれからの問題だなと思います。

《鈴木会長》

ありがとうございます。おそらく、小山委員も含め、いろいろな方からそういった情報を得て今のお話をいただいているのだろーと思ひ伺っていました、実習と正式採用の違いや、雇用する障害者と、雇用するその会社の現場の意識の格差や大変さといった当たりのお話について、大事なところだと思ひました。ありがとうございます。

《笹田委員》

ご指摘ありがとうございます。実際にこの研修の中での使用者虐待については、仕組のところで通報を誰がすべきなのかというところの説明については、時間の関係で取り扱うことができなかったのですが、実際に私も障害者権利擁護センター業務の中で相談を受けている使用者虐待の中身を見ますと、やはり、現場において、直接指示をだす職員と、その上に立つ者との間に差というのはあるように伺えます。

また、労働局からの国の報告書等を見ると、やはり、最終的に経済的虐待ははっきりと虐待だ、と言っているところがありますが、心理的虐待については、ハラスメントと混じり合ったところもあり、なかなか介入しにくいというように感じているところです。ご指摘ありがとうございました。

《鈴木会長》

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいようですので次に進ませていただきます。報告事項（２）「研修企画部会」についてです。こちらの報告をお願いします。

《事務局》

【資料８～１２】に基づいて報告。

《鈴木会長》

ありがとうございます。このことについて、菊本委員と八重樫委員から一言いただこうと思います。お願いいたします。

《菊本委員》

先ほど人材育成ビジョンの改訂について皆様にご承認をいただきましたので、研修企画部会にとっては足元が固まったところだと思っております。事務局から報告をいただいた内容を少しでも前に進めていければと思っております。

法定研修のところは肅々とやらざるをえないかなとは思っておりますが、それも養成数の定員についても若干ではございますが、増やさせていただきましたので、少しでも、地域の期待に応えていくことができると思っておりますので、人材育成ビジョンを活用しながら相談支援専門員の質も向上に関してもお手伝いできればと考えています。

また、【資料 10】の結果を見て、このままでは赤字になるのは仕方ないと感じています。事業の運営が安定できないということをこの数字が如実に語っていますので、このあたりを次年度、研修にどう取り入れ、底上げしていかなければいけないということを感じさせていただきました。

加えて、先ほど下条委員から非常にありがたいご質問いただきました。事業所数を増やすべきというご指摘がございましたように、この【資料 12】に相談支援事業所開設促進セミナーを受講された方の中でも、開設予定の時期については、今年度内に 37 件と出ています。2～3 年以内には開設したいというところも 88 件もあります。おそらく、このまま放っておくと開設に至らないことが多いと思いますので、圏域ごと等で精査しながら進めてまいります。さらに、自治体や基幹相談支援センター、圏ナビと協力しながら、お手伝いをどのようにすれば、開設に至るのかというところを精査し、次年度以降、深められればよいと考えています。

《鈴木会長》

ありがとうございました。では、八重樫委員からもお願いしたいと思います。

《八重樫委員》

相談支援事業所開設促進セミナーのお話があったところでございます。【資料 10】の県内における計画作成及びモニタリング実施の平均件数の比較について、専従の方の平均数が 13 件という数値が出ています。県央圏域においては、ある 1 つの相談支援事業所において、単独型という形で経営が安定してきた相談支援事業所が実際に出てきております。この事業所は、昨年度までは 2 名体制で運営をしていたところ、経営が安定してきたところで、今年度から 4 名体制に増やしております。そして、実際に業務を行っている方に今年度の相談支援事業所開設促進セミナーの県央エリアにおいて講師としてご登壇いただきました。私もお話を聞いたところで、かなり経営的な観点で 1 ヶ月のそれぞれの職員が対応していく件数等も全体で見えるように ICT 化をして進められており、事務的な部分に関してはかなり効率化されていて、相談者にきちんと面談することができる体制も作られておりました。そのため、そういった事業者を 1 つのモデルとして、新規の事業者を増やしていくというところの観点が必要ですが、現状の業務のあり方について、やはり、改めて検討していく必要があるということも、課題としてあるのではないかと考えております。私からは以上です。

《鈴木会長》

八重樫委員ありがとうございました。他にご質問ご意見いかがでしょうか。では、森

下委員お願いいたします。

《森下委員》

単純な質問ですが、事業所数はこの制度ができて 20 年あまりが経ち、増えてきているのか教えていただけたらと思います。また、研修を受講する方が多くなるとのことでしたが、個人的にはすごく研修の仕組が複雑になったと感じています。障害福祉サービスを提供する側は、経験年数の高い職員が減っている中、実際に相談支援の業務に就いている人数は増えているのか疑問です。

僕個人としては、この仕組は、目指すべき方向性は、表から見ると、非常に正しいし、目指すべきことはこの方向性だと思いますが、経営的な側面や裏側から見たときに、表はすごく立派に見えるものの、後ろから見ると非常に薄いものに見えて、一番困っているのがそこで働いている職員で、経験年数が少ない職員が増えています。

結果、これまでも継続的に事業所数や相談する人たちの数も伸びているのであれば、未来はまだまだチャレンジできると思いますが、そこが伸びておらず、薄くなっていることを心配しています。そして、相談支援は出来高払いでやるべきことなのか、体制整備としてやるべきことなのか、先ほど八重樫委員がおっしゃったように、職員がある程度体制が取れば、収入があります。でも、多くのところが、なかなかその体制が取れず、結局、その目標まで到達できないでいます。体制整備として、ある程度整い飛躍的に伸びることで、国の制度と合うのだと思います。だから、目指すべきことと、実際の経営的側面からでは非常に何か違うように感じます。このことについてどうなのでしょう。伸びているのでしょうか。伸びしろがあるのでしょうか。

《鈴木会長》

ありがとうございました。全体としての伸びしろについてのご指摘でした。

《菊本委員》

御質問ありがとうございました。直近の国の主管課長会議の資料を確認しておりましたが、相談員の数に着実に伸びてきております。今、2 万 8000 人の後半まで、伸びてきていると思います。ただ、計画相談の制度ができたときは、国の目標値としては、全国で3万人の相談員を用意しないと、世の中に足りないだろうという推計が出ておりました。このことから考えると、まだまだその目標値には追いついていないという現状にあります。ただ、どちらにしても、相談支援専門員の人数は増えていっています。

そのような中で、どうしても事業として撤退してしまう事業所もあります。経営的な面に関しては、今回の人材育成ビジョンにも盛り込ませていただきましたが、【資料 10】に示された計画作成及びモニタリングの月の平均件数がこのような数字では、事業が安定しないということは、その通りに実態を表している数字だと思います。

なぜ、このような状況になっているのかということは、私の持論ではございますが、各事業所に管理者がいらないということが考えられます。指定基準上の管理者や、指定を

取るときの書類上の管理者はどこにもいますが、いわゆる計画相談の実務を行って、そこをOJT的に現場で指導できる管理者がいらないがために、職員任せに計画相談が展開したことで1ヶ月の平均値が10件程度というような数字が出てきてしまっているのだと考えています。当然、介護保険をご存じの方からすると、介護保険のケアマネジャーは、30件弱1ヶ月にこなしていますので、そこから比べても、この数字では経営は安定しないということが推測できる数字ではないかと思っています。手を抜いて数を増やせという話ではなく、質も上げながら、数も増やしていく方法というものは、八重樫委員がおっしゃっていたように、しっかりとやり方を工夫すればできますので、そのあたりのノウハウを各圏域や自治体ごとに共有していくことで、今後、確実に報告ができていくと思っています。赤字事業というイメージの払拭も、一方ではあると思っています。

《森下委員》

ありがとうございます。イメージ的には僕もそこはわかりますし、相談支援に管理者分のお金は出ません。だから、兼務しなくてはならないと思います。兼務をしているところが多いと思います。ある水準を満たすことで儲かる儲からないが、この水準を満たすために行ったり来たりしている間に、力尽きて辞めていく事業所もあります。僕としては、先ほども言ったように、体制整備だと考えています。やはり、相談支援はある一定の体制が必要です。経営的な安定のために、相談員が1つの事業所に複数人必要で、今回の国評価から考えると4名、あるいはその半数くらいは体制として整えることを努力すれば、機能強化型基本報酬を取得できます。その体制をある一定期間でもいいので、評価できる仕組が必要だと思います。

いろいろな事業をスタートアップするには、体制を整えなければならないと思います。例えば、生活介護等の事業でも、初日から20名の利用者はいません。しかし、行政が求めるような体制をきちっと整えるためには一定の人材確保をサポートし、そこからひとり立ちしていくような仕組を考えなくてははいけません。

余りにも距離が遠いと、ジャンプしても届かないことや、手がかかったとしても掴むことができないかもしれません。経営安定を目指して欲しいとか、職員配置をしっかりとって欲しいとか、地域のセルフプラン率の改善を図って欲しいとか、そのためには一定期間だけでも下駄を履かし、1人立ちしてくださいという形が必要だと考えます。

だから今は市町村の委託事業を取るしかないと思います。その市町村の委託事業者数も決まっており、結局、多くのところは届かない。

《菊本委員》

山崎委員がよくご存じだと思いますが、その下駄を履かせるという意味では、横須賀・三浦圏域において、横須賀市が9ヶ所の事業所の連携を図り、機能強化（I）という、基本報酬の一番高い単価の算定ができるようになったという取組をしています。

このことは、経営には如実に効果が表れているということが出てきておりますので、やはり、工夫の仕方次第で、補助金等の金銭的なものを地域に撒けばそれで基盤整備で

きるというよりは、連携加算等々を取って、相談支援の地盤を固めていくというやり方が一般的となっていると思います。もう既に地域ではその取組が行われていて、横須賀市が1つのモデルになっており、注目されていると思います。

《山崎委員》

ありがとうございます。横須賀市では、【資料 11】にございます県の基幹相談支援センター連絡会のときに横須賀市の職員から取組についての発表をさせていただきました。発表時は9事業所の連携でしたが、現在は13事業所まで増えており、一番高い機能強化型（Ⅰ）が算定されております。

13事業所の中にはまだまだ経営上赤字を計上している事業所もありますが、その様な中でも特に比較的小さい事業所において今年度は黒字になったとの報告も入っております。小さい事業所では、この連携によって運営がうまくいくと、もしかしたら黒字化できるというところもありますが、元々配置人数が多い所については、大きな変化・改善は得られていないと感じているとことです。このように連携体制を継続していくことによって、事業の黒字化を目指していけるのかもしれないと感じています。そのため、先ほど八重樫委員からもあったように、うまくいっている事例等を共有していくことで、経営の安定の手法を学び、徐々に広めていけたらいいと感じております。

今回提案された中でも、好事例を共有し、教えてもらう場を設けることは、今後いい影響が出るのではないかと期待しております。

《菊本委員》

山崎委員、協働体制を組むことにより、経営面だけではなく、孤独ではなくなることで相談支援の質も上がっていると思いますが、そこはいかがでしょうか。

《山崎委員》

質は確実に上がっていると思います。1年間一緒に協働でやらせていただいている、1ヶ月に1回は顔を合わせることが義務づけられており、顔の見える化をすることによって、横の繋がりが遥に強くなります。本日も午前中、LINE会議があり、私は市役所の本部から参加させていただきましたが、現場にいる人とも全員オンラインで結びついていて、1つのモニターの中で、担当者が顔を見ながら話をできるという場を、最近でも月に2回機会を設けています。この時間は小さい事業所の人にとっては、かなり安心感に繋がっているようです。

《鈴木会長》

山崎委員ありがとうございます。このことについては、最初に森下委員からも指摘がありましたが、そもそも体制整備だろうというお話でしたが、私もそう思っております。基盤としてのものが整ってから、いろんなものが議論されるべきであって、国の考え方としては、いろいろなものが小刻みに進められてしまっている印象がありますが、そう

いったことを進めていく中で、山崎委員からのお話にもありましたが、横須賀市の先駆的な取組が、基幹相談支援センター連絡会の中でも共有されたという話でした。このことについては全県的に広げていけるといいと思っています。

また、個人的に感じたところではございますが、【資料 10】に示された計画作成及びモニタリングの月の平均件数が 10 件程度という数値が出ていますが、実際に勤めている人達の負担感については、半数以上の方が負担感を強く感じていると読み取れました。この現実の部分については、どう読み解けばいいのでしょうか。国の水準は 35 件に対しての 10 件という数値について菊本委員いかがでしょうか。

《菊本委員》

私の事業所ではほぼ 1 年で、黒字化というか、経営が安定してきています。その 1 つの例として、アンケートの中で事例検討とかスーパービジョンが必要だと書いてありますが、うちの事業所では毎週火曜日の午前中は新規ケースのレビューと、事例検討やグループスーパービジョン、自分が作っているプランがこれでいいのかということの検証ができる機会を用意しています。そういう機会がないといけないと考えています。相談支援専門員は、初任者研修を修了したらもう 1 人前の相談員でしょっていう形で地域に放り出されても、非常に孤独感が強いですし、わからないことを誰に聞いていいかわからないというのが、現状あると思っています。そのため、先ほど管理者が不在だという問題と、1 人事業所だとそういった状態に陥りやすいので、その解消には協働体制を組むことが、非常に良いということは、山崎委員のところで実働が始まっているので、うまく広めていくべきだと思っています。

そうすると、一般的に言われている寄り添い型という支援のあり方は具体的に何かというと、相手の話を 3 時間聞けば寄り添っていて、1 時間しか聞いてないから寄り添い型ではないという美しい誤解があるように感じます。そういうものについても、事業所単位で解消していくような仕組みがないと、なかなか現場で人材を育成していく上では有効ではないように感じています。

《鈴木会長》

ありがとうございます。本当に支援者支援や、OJT といったものがしっかり仕組みとしてあればこの 10 件の負担感というものは少し違って見えてくるかもしれないですし、先ほど菊本委員が教えてくださった 3 万人が 35 件やるっていう前提での話です。

でも、それが今神奈川県では平均 10 件という数字になりますが、それは当然、先ほどの、【資料 10】の統計の数字になってくるとい話だと思えます。ありがとうございます。

その他に皆さんいかがでしょうか。

《笹田委員》

セルフプラン率について、【参考資料 2】を見る中で、人口区分ごとに表がまとめられ

ておりますが、比較的神奈川県と人口規模の近い千葉県等と比較を行うと、セルフプラン率に差が生じています。これは、そもそも人口にサービスの受給者数に差があるのか、それとも、相談支援事業所の数にも差があるのかといった分析の方法がわからないので、憶測でもいいので見方のようなものを示していただければと思います。

《鈴木会長》

人口の規模にも関わらず、このセルフプラン率の高い低いというのは、これは本当に研究に値するヒントがあればとこの資料を見て思いました。委員の皆様で何かございましたらお願いいたします。それでは、山崎委員お願いします。

《山崎委員》

横須賀市の場合、38 万人の都市ですが、セルフプラン率は 40%を超えて高い地域になります。同じような人口で見えていくと、宮崎県宮崎市が 39 万都市でセルフプラン率がほぼゼロに近い数値になっているのが気になり、横須賀市の基幹相談支援センターの職員に問い合わせしました。そうしたところ、相談支援専門員が横須賀市の場合は、市内で 60 人弱に対して、120～130 人位の倍の人数配置されていることがわかり、それぐらい配置をしないとセルフプラン率をゼロに近くならないという話がありました。どうやってその相談支援専門員を増やすのかということは基幹相談支援センターの悩みというのが一つのパターンとしてありました。

《事務局》

神奈川県内の事業所で計画相談を実施している指定特定の件数が 680 件で、それに対して先ほどの同程度の人口規模の千葉県におきましては 522 件で、埼玉県が 512 件と聞いており、千葉県や埼玉県よりは、神奈川県の方が相談支援事業所の数はやや多い状況です。このことから、先ほどから話題となっております稼働率の部分で、国の水準の 35 件に対して 10 件程度というところがやはり大きな課題の 1 つであると考えられます。

しかしながら、このことを現場にそのまま伝えてしまうと、アレルギー反応と言いましょうか、県内の相談支援専門員のこれまでの仕事で大切にしてきたものを否定されてしまったような印象を与えてしまうことにも繋がるかもしれませんので、そのことをうまく地域に伝わりやすい方法等を委員の皆様と相談しながら考えていけたらと思っております。

《菊本委員》

先ほど、推計でもよければという話でしたので簡単に伝えると、計画相談が始まったときに、初期の頃のワーストは宮崎県だったと記憶しています。その後、宮崎県でその数字見て、市町村と協力して相当巻き返しを図りました。今から 15 年から 20 年前の話になりますが、人口が少なかったからうまくいった 1 つの県だと思います。

《鈴木会長》

神奈川県とは全然人口規模が違う部分ではありますが、やはり、向き合って、続けていかなければ、この数字、或いは質、利用者の満足度は高まらないわけで、そこをどういった形で神奈川県の研修企画部会の力、各市町村の力を借りながら、進めていかなくてはならないということをますます感じました。ありがとうございます。では、森下委員お願いします。

《森下委員》

これは邪推ですが、人口と件数以外にサービス量が多いとセルフプランになる可能性が高いのではないかと考えております。地方に行くと、サービス提供事業所が少なく、セルフプランに繋がらない人がいる可能性はあると思います。逆に、神奈川県のように人口が多く、サービス事業所も多いとセルフプランとして使えるものが多いから、こういう数字だけだとセルフプラン率が高くなってしまっているのではないかと感じております。

つまり、相談支援事業所がないからセルフプランになってしまうとは一概には言えない。単純に相談支援事業所の数だけの話ではないと思うと、サービス事業所が多いということは、相談支援と兼務する職員も多くなると思いますので、多角的に見て考えることが必要と邪推ですが感じました。

《鈴木会長》

邪推ではなく、仮説として整理する形だと思いました。ありがとうございます。

他に皆様いかがでしょうか。小泉委員お願いいたします。

《小泉委員》

単純な質問ですが、ケアマネと比べると、やはり同じような傾向が出るのでしょうか。ケアマネにも件数の水準が設けられているとは思いますが、ケアマネ事業所では利用者の取り合いになっているという話を耳にします。担当件数の上限が増え、もっと受けられるはずだけど、受けられないみたいな状況が起こっているのに対して、障害分野では逆に、対応している件数は少ないけれども、業務量は個人の限界を超え、新規の方を受け付けられないといった状況になっているように感じました。このことは、構造的な問題があるとか、ケアマネとどんな部分が異なっているのかということのを伺えたらと思います。

《菊本委員》

介護保険のケアマネは、毎月モニタリングを行うことが基本的になっていますので、そこが少し違うという点が挙げられます。ケアマネでは、例えば 35 人担当を持って、毎月モニタリングを行うのに対して、障害分野では、例えば 80 人とか担当を持って、モニタリング期間が 3 ヶ月の人もいれば、6 ヶ月の人がいて、毎月の人もいるといったバラつきがあるということに違いがあります。

また、広域性についても違いがあります。もうそれこそかなり広い地域を対応することになり、地方になればなるほど、移動にも時間がかかってきますので、そういったところでも働く内容に違いがあると思っています。

《鈴木会長》

ありがとうございました。およそよろしいでしょうか。たくさんのご議論をいただきまして、やはり、前段のセルフプラン率のところも含めて考えますと、この相談支援体制に関していかに整えるのかということについて白熱した議論でした。ありがとうございます。では、次第を進めさせていただきます。報告事項（３）「ピアサポート研修の実施状況」について報告をお願いします。

《事務局》

【資料 13】に基づいて報告。

《鈴木会長》

ありがとうございました。説明いただきました障害者ピアサポート研修事業についてですが、この研修にご協力いただきました下条委員、小泉委員から一言いただければと思います。いかがでしょうか。

《下条委員》

私は、ファシリテーターとして参加させていただきました。この研修は、研修時間が長く、１日拘束になってしまうので、体力的に結構大変だったなということが率直な感想です。また、ファシリテーターと言うと、普段のファシリテーションを行うのは、グループワーク等でもまとめ役をやっていますが、この研修の場合は、その参加している方の意見を尊重することが大切で、答えは決まっていなくても、参加している方の考えを自分の答えに向かって誘導してはいけないという部分があり、そこがとても難しく感じました。どうしても、進行している中では、自分の中の考えとかで発言してしまうと、無意識に誘導してしまう部分があり、かなり大変でした。

また、私は、精神のピアサポーターです。参加者には精神の方も結構いらっしゃいましたが、グループの中には知的と身体の方もいらっしゃって、私たち精神のピアサポーターは、精神のことしか知らないということに直面しました。そのため、他の障害の方にどうやって関わればいいのかということが結構大変だったと感じました。

他には、この研修自体がもともと精神のピアサポーターの研修をベースに構成されているので、使われている言葉等が、精神以外の障害の方にはわからないものがあるのではないかとこのところがありました。そのため、そのところをちょっと知らない方にとってあれって思うところがあるのかなということを感じました。

そして、今回、資料にもありましたが、利用者として雇用されている方が、研修に参

加されていたということがあり、ピアサポーターとしての活動歴があると申込時に書いてある方も、実際にはB型の施設内で作業をしている業務リーダーみたいな方が、ピアサポーターと名乗って参加されていて、この研修自体の意図が全くわかってらっしゃらなかったことに困りました。そういうパターンの方が、そのグループワークを行う上で、ものすごく困ってらっしゃるのがわかりますが、こちらでもどう説明していいのかがわからず、こういう方はそもそもこの研修の対象なのかと疑問に感じました。

《小泉委員》

私は研修の参加者として参加させていただきました。下条委員をはじめ、ファシリテーターの皆さんに大変お世話になって、とてもいい研修だったと思います。この研修のいいところは、やはり雇用者と一緒に受けることができるところでして、雇用者がピアサポーターと一緒に、どうやって働いていくのか、どういった配慮をしていけばいいのかということを考える機会となり、逆にピアサポーター側も、どうやってその雇用者に対して、自分の権利や、体調面等を伝えていけばいいのかといったところを学ぶいい機会になったと思います。

やはり、ピアサポート専門員は、ただの障害者雇用とは違って、ピアサポートの視点を活かしながら働くということが大切となるので、その部分をきちんと理解していただきながら研修していただくのがいいのと思いました。

また、県の障害福祉課から声をかけていただき、ピアサポート専門員の指導員講習という国の研修にも参加させていただきました。国の研修では、他県の情報も含めて、いろいろな情報交換をしてきましたが、課題となっていることは、ファシリテーター等の研修協力者を準備段階でどうやって確保するのかということで、この研修を受けた人の中から、ファシリテーターとして協力できるような人材をどんどん発掘していったりするのが大事だと感じました。加えて、知的障害を抱える方のピアサポート専門員として働く場について、国研修においても課題として挙がっており、精神障害の方が希望するような、事業所で働くピアサポート専門員と、知的障害の方が考える自分なりのピアサポートを活かして働く場のニーズは、思ったよりも食い違うことがあると、研修を受けて感じました。現状では、そういったところも、一緒に考えながらやっていかなければいけないなと感じております。

他県の取組を聞く中でとてもいい取組だと思ったのが、神奈川県もこの後フォローアップ研修が行われますが、千葉県ではフォローアップ研修の後に、実習を行っているという話を伺いました。ピアサポート専門員の資格を取った人が、他事業所や、自分の雇用されている事業所で実習を行い、ファシリテーターや、その研修の企画委員が巡回を行い、雇用されていない方であっても、他事業所に1ヶ月ぐらい実習に行って、障害福祉サービスの事業所で働くということはどういうことなのかということをしっかりと体験することができ、同時に人材のマッチングの場としても活用されているという話を伺いました。

我々障害の当事者は、自分の障害のことはわかるけれどもという話も出ましたが、他

の事業所、相談だったら相談、就労移行だったら就労移行それぞれどういうことをやっているということを意外と知らないことが多く、そういう情報を知りたいと思います。今後こういった実習などができていくといいと思いますし、将来的には包括支援センターとかにも、非常勤でもいいのでピアサポーターが必置になっていったらすると、この研修を受けた人の活躍の場が増え、当事者がうまくその障害特性を生かしながら働く場が増えて良いのかなと感じていました。

《鈴木会長》

ありがとうございます。この研修に参加する中で見えてきたことについて下条委員と小泉委員からお話を伺いました。これはかなり大切な話がいっぱいあったような気がしますし、もしかすると事業者自体がピアサポートというものをしっかりと理解されていない部分もあるのではないかなということも少し思った次第でございます。課題は多いですが、課題が見えているということはこの先も対応できるということです。こういったこと含めて進めていただけたらと思いました。

他に皆様からいかがでしょうか。では、この報告はここまでとさせていただきます。先ほどの休憩からまた1時間以上経過しましたので、5分間だけ休憩の時間を設けたいと思います。5分後、席にお戻りください。

(休憩 5 分)

《鈴木会長》

お時間となりましたので、再開します。報告事項（4）障害サービス課からの報告です。前回の協議会においても、障害サービス課からの報告についてはいろいろなご意見が委員の皆様から出たところでございますが、要点を絞ってご報告いただき、質問の時間を設けさせていただきたいと思います。では、障害サービス課から報告をお願いします。

《障害サービス課運営指導グループ》

【資料 14】【参考資料 1】に基づいて報告。

《障害サービス課福祉施設グループ》

【資料 15・16】に基づいて報告。

《障害サービス課運営指導グループ》

【資料 17】に基づいて報告。

《障害サービス課運営指導グループ》

【資料 18】に基づいて報告。

《障害サービス課運営指導グループ・独立行政法人化グループ》

【資料 19】に基づいて報告。

《鈴木会長》

障害サービス課から項目ごとに分担して、非常に重たい案件が多いものではございましたが、ご報告いただきました。委員の皆様からご質問ご意見はいかがでございましょうか。森下委員お願いします。

《森下委員》

皆さん相当努力されていろんなことに取り組まれているということが、資料を読ませていただいて感じました。感想めいたことも含めた話になりますが、亡くなられた方の記録と、その対応を見る限りでは、関係者の想像力が相当欠如していたと思います。そのため、時系列で見ると、平成 13 年のあたりから、それまでは家庭生活ができ、通所利用もできていました。しかし、家族の中でもいろんなことがあって、関係機関を使えなくなり、お父さんから平成 15 年ごろから家の中での力関係に変化も見られ、それでも、どうにか頑張りながら過ごしてきました。ここで注目したのは、身体の状態の変化です。特異行動が起こったのだと思います。もちろん本人の身体的な障害もあったのかもしれませんが、拒否的な行動かチック的な行動が出て、体重が減少し、多分環境に馴染まなかったのだ、お父さんは家で見るのはどうなのだろうかという話になったのだと思います。こういった状況が 10 ヶ月ぐらいしたところで、厳しかったというのが、事実としてあったのだけでも、お父さんはそのあと 15 年くらい頑張られている。ギブアップって言ったときには、どこも見てくれることはなく、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、短期入所もストップしてしまったという流れでした。

関係する人はこれだけいたのにも関わらず、想像力が少し欠如していたと思います。平成 15 年のあたりの身体の状態の変化に対しても相当専門的な人が関わっているように見えますが、どちらかというと、医学的に薬物的な対応が中心か、本人への適切な行動や評価がなされていたのか疑問があります。医学的のみで、行動に対して薬物治療により、行動障害的な要素をさらに強めていったのではないかと想像します。

総論にはなりますが、本当にある意味行動障害とか、困難ケースを扱える専門のスタッフやアドバイザーなどがいなかったのだと思います。今もそういう人はいるのでしょうか。これから独立行政法人にする方向で進めていますが、先ほど菊本委員がおっしゃったような現場のリーダーとなる人はいるのでしょうか。ちゃんとケースワークができて、きちっとその評価ができて、職員に対するアドバイスができる人が何人かいないと、形を変えたからといって、何がどう変化していくのかということは、僕はあまり想像ができません。

また、障害福祉に関する考え方の基本は、自立支援だと考えています。どんなに障害が重い方であっても、社会や地域の中にどう参加していくかという自立することを考え

ていくというアプローチになりますが、これはどう見ても、施設に隔離して、迷惑をかけない対応を考えてきたように思います。やはり、自立ということを考えると、先ほど言った行動障害等の特性に合わせた、アプローチをしていかなければなりません。これはおそらく今後も同様だと思います。今後も、障害の重い方であっても、地域に出いけるとか地域の社会資源を使うということは、何らかの自立だと思います。自立という感覚や価値観を持って、地域の社会資源を使うのか、単に、地域との交流のために使うのかということは全然違います。自立を目指していくと、いろいろなところにヒントがありますし、最近言われている意思決定支援は、セットで繋がっていくと思います。

この記録を見て思うことは、担当学会議は開かれていたのでしょうか。いろいろな関係者がこれだけ集まって、担当学会議が開かれているように見えません。ケース会議という言葉は出てきますが、この記録にあるケース会議とは多分、事業所内のケース会議のように思います。そうではなく、担当学会議とは地域のいろいろな人たちを集めて、ケースの見立てを行い、どうアプローチしたらいいかということを考えてく会議です。そういったことを通じて、お父さんも、地域が支えてくれているという感覚を持つことができますが、多くの関係者が集まって行う担当学会議が行われていなかったのではないかと記録を読む中で感じました。

加えて、【資料 17】になりますが、改革実行プランの中に、組織を変える、意識を変える、暮らしを変えると云う「3つの変える」を目標としています。失礼な話になってしまうかもしれませんが、意識を変えるのではなく、僕は「行動を変える」必要があると思います。行動が変わらない中で、いくら意識を変えたらといっても、暮らしを変えるには至らないように思います。この中にもう1つ欲しいのは、「職員を支える」という価値観が必要だと思います。やはり、現場で一生懸命やっている職員が、指摘と修正を中心に置かれた中、できないことをやろうということでは難しいと思います。それを解決するためには、相当リーダー性があって、こういう行動障害には、こういう形でのアプローチをしていこうと、きちっと語れる人が職員を引っ張っていく必要があると思います。できないことを検証したからといって、職員は疲弊していきます。だから、僕はこのプランの中に、「職員を支える」という仕組みを加えて、支援者としての教育があって初めて職員も頑張れると思います。これは利用者支援に直接的ではありませんが、利用者を支えているのは、職員であり、その職員を支えるのは何かという視点がないことには、改善をすることや、間違っていることを正すだけでは、続かないし難しいと思います。そのため、アドバイザーの人には、是非、「支援者を支える視点」で、関わっていただけると、職員は力強くいけると思います。外部の方が常に指摘だけで、法人の中のガバナンスだけを求められるだけでは、職員にとっては厳しい状況だと思います。支援者支援ということは当たり前にも今の現場では語られていることなので、今後はそういう視点で関わって欲しいなと思いました。

《鈴木会長》

ありがとうございます。森下委員からのご意見については、まだ検証を進めている段

階でもありますので、県には受け止めていただければと思います。

他に皆様からいかがでしょうか。下条委員からお願いいたします。

《下条委員》

この経過を見て首のねじれとかのフォローは、平成16年頃で、この頃は、精神の分野においても、多剤多薬となることが結構あった頃だったと思います。そのため、薬を使うのは当たり前だった時期だったと思っていました。

いろいろ見ていると、短期入所とかは、入所のことだけ書いてあって、昼間のデイサービス的なものが一切ないと思いました。多分、ご家族の方が追い込まれてしまった要因としては、24時間ずっと一緒にいなければならなくて、自分が休める時間が全くなかったことに対してものすごいストレスだったと思います。

今ならその短期入所とかではなく、デイサービス等で昼間どこかに行って、そこで見てもらって、その時間を休む時間としたり、自分の時間に費やすということが出来る状況だと思っています。もし、この時にそれができていたら、多分ここまでならなかったのではないかなと感じがあります。また、その支援を行ってきた方も、もちろん精一杯やっていたらしゃったというのは見ていてわかりますが、本人の気持ちを聞けていないし、ご家族の方の気持ちも聞き取る余裕がこの話を聞いていると全くなかったように思います。

やはり、個人の時間とか、自分が1人での時間というのは絶対大切な時間だと思うので、それがなくて追い込まれていってしまったということが資料を見てわかりました。ここに、今後、少しでも別の人に任せることが出来る時間があったら、ここまで追い込まれなかったのではないかなと思っています。

《鈴木会長》

ありがとうございます。下条委員のおっしゃるとおりかなと思います。家族だけになってしまった結果という部分のところが、もし、それ以外の何かサービスや、支えがあればということに関しては、「たれば」になってしまいますが、そういったことを、我々が考えるわけでありますが、ここに上がってくることというのは、この個別の案件の話だけではないと思います。たまたま大きな事件として、命を奪うというまでには至っていないけども、危機に瀕している家庭というのは、この瞬間にもきっとあると想像しました。

そういったことも含めて、是非この会議に参画してくださっている皆様には、2つの方向性をお願いしたいなと思っています。1つは、この県協議会の中にも出てきた課題について、やはり真摯に向き合っていかなければならないだろうということをとて強く思っています。それと同時に、ここで上がってきていて、これからさらに明らかになっていく様々なことについて、地域の中で共有をしていただきたいと思います。今日、圏ナビや政令市にも出席していただいておりますが、これはどこかで起こったことではなくて、我々のすぐ隣で起こり得る話だということを理解し、取り組んでいただい

るといいなと思っています。

私から、最後にもう1つだけお話しさせていただきます。

今回、障害者支援施設と障害者グループホームの利用希望の実態調査を行ったことは非常に大きな意味があると思っています。ご承知の通り、昨年NHKから全国で2万2000人の施設入所待機者がいるのではないかという数字が出て、もしかしたら皆様の中には当然の数値だよという人もいるかもしれませんが、その数値に驚かされました。こういったものが出てきていますので、いずれにしても、その人たちが施設に入所することがふさわしいのかどうかということは、何らかの形で、今日の事件の話のように、家族で支えきれないという状況があるということは、間違いないことだろうと思っています。

こういったことで言えば、【資料15】で出していただいた実態調査に答えていくのが、県であり、市町村であり、そして、障害福祉に身を置く我々全員の課題でもあると考えていきたいと思いました。

これをパンドラの箱を開けるというようにみなすのか、それとも、本当に我々がこれからすべきことが見えてきたと前向きに考えるのかということは、全然受け止め方が違うと思っていますので、是非、この調査の結果を私たちは協議会の一員として、また、神奈川県障害福祉に携わる者の1人として、我がこととして捉えていくことが大切だと考えております。

他に皆様からいかがでしょうか。予定していた会議時間を大幅に伸びてしまいました。これだけたくさんの議題があって、考えることもあって、お声もあってということでございます。皆さんよろしいでしょうか。

では、大変長時間に渡りまして御議論いただき、ありがとうございました。事務局に進行をお返ししたいと思います。ありがとうございました。

《事務局》

鈴木会長、本当にありがとうございます。委員の皆様も、長時間にわたり本当にありがとうございました。本協議会の開催は今年度は最後になります。本年度の自立支援協議会の運営への御協力も含め、本当にありがとうございました。

来年度は、7月に委員の改選を予定しております。委員改選の詳細や、開催時期等については県の障害福祉課からご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第38回神奈川県障害者自立支援協議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。